

20-28 2561

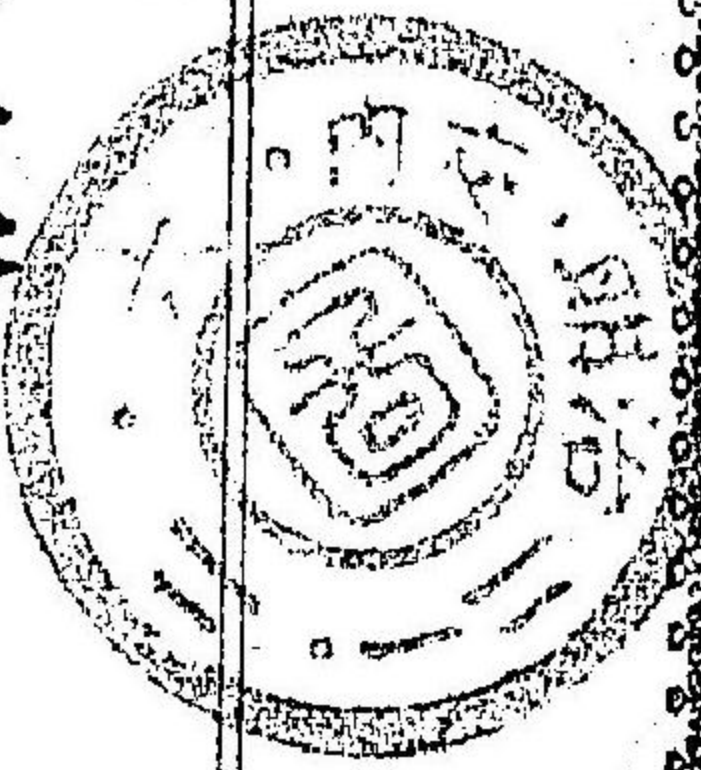
No 8659

街路馬車、人力車規則合纂

藤原伊之吉編輯

明治廿一年一月廿六日發兌

全



038060-000-7

CZ-1472-53-02

街路馬車人力車規則合纂

藤原 伊之吉 / 編

M21

BBY-0089



C2  
1472  
53-02

○山梨縣令第八拾九號

街路取締規則別冊の通相定め明治廿一年二月一日より甲府内  
市街の形狀を爲したる場所に施行す但本則第七條各項及第  
八條八項に觸る、ものは従前許可を得たるものと雖も更に允  
許を受くべし

明治二十年十二月廿一日

山梨縣知事山崎直胤

街路取締規則

第一章 通則

第一條 街路と稱するは道敷及び道敷に沿ふたる下水並橋梁  
とす

第二條 本則は市街の街路に適用す但其箇所は別に之れを  
告示す

第三條

街路の掃除撒水及溝渠下水の浚渫は左の區別に従ひ負擔すべし但負擔人に於て特に受負人を定めたるときは其旨を所轄警察署又は分署に届出べし

第一項

掃除撒水は街路の中央を割り兩側居住者（官署

公廨社寺等は其管理者）の負擔とす片側居住の街路は其

居住者に於て路の全部を負擔すべし○第二項 明家明地

の地先は前項の區別に従ひ各地主又は管理者の負擔とす

○第三項

溝渠下水の浚渫は街路の中央を割り兩側地主

又は管理者の負擔とす○第四項 橋梁の掃除は該町村の

負擔とす

第四條

本則に於て人民の負擔すべき義務を怠るときは官に於て執行することあるべし此の場合にあつては其費用を徴

收す

第二章

街路の安寧及保存

第五條

街路に建物軒檐旗柱招牌物干等を設け又は出すべからず

第六條

左の諸件に係るものは允許を受けず街路に出すこと得但官に於て通行の妨害と認めるときは取除かしむることあるべし

(一)釣看板は地盤を距る八尺以上に限り二尺以内(二)目除

(綿布又は簾の類を用ゆるものは支柱を用ひず地盤を距

る七尺以上に限り三尺以内(三)掲燈は地盤を距る七尺以

上に限り壹尺以内(四)軒檐は地盤を距る九尺以上は二尺

六尺以上は壹尺以内

第七條 左の事項は其場の圖面（道幅及出願物件の面積寸尺等）を詳記すべし）添へ所轄警察署又は分署を経て縣廳へ願出允許を受くべし

(一) 街路に定期市場床店葺張を設くること (二) 街路に樹木を植へ又は井戸其他下水等を穿堀若くは修理すること (三) 街路に柵欄支柱を設け又は齒止石を置くこと (四) 街路に華表碑表及指道標街燈其他公衆の用に供する標識を建設すること (五) 公共の爲め街路に火の見消防具置場及便所を設置すること

第八條 左の事項は其場の圖面（道幅及出願物件の面積寸尺等を詳記すべし）を添へ所轄警察署又は分署へ願出允許を受くべし

(一) 工事の爲め一時街路に竹木土石類を置き或は板圍繩張足代を設け其他街路を使用すること (二) 街路を経て建築物を移し又は街路を壅塞すへき長大の物件を運搬すをと (三) 一時街路に市場舞臺神佛祭典等の節店飾及建札を設くること (四) 街路に神輿山車又は手踊屋臺を出すこと (五) 神佛送迎の爲め街路に飾物を出し又は奉納物を牛車にて運搬すること (六) 工事の爲め一時通行を停止すること (七) 車馬通行停止の榜示ある場所に車馬を出入すること (八) 場所を定め露店又は屋臺店を出すこと (九) 街路に沿ふたる私有地にして九尺以内に便所又は塵溜場を設けると

第九條 街路を使用し之毀損したる者は直に原形に復すべし  
第十條 宅地と街路との境界には石煉化木板等を以て溝渠を

設け且之れに雨水を流し込むべき構造の覆蓋を爲すへし」  
但地形に依り溝渠又は覆蓋を要せざるものは此限にあらす  
第十一條 街路に出したる軒楹には軒樋及び懸樋を設くべし  
其懸樋は街路の地盤に設くることを得す」但檐滴の溝渠に  
落るもの及懸樋の溝渠に滌ぐものは本條の限にあらす  
第十二條 街路に沿ふたる宅地にして奥行九尺以上の空地あ  
る場所は道敷の境界に塙を設くへし」但市街の体裁を損  
せざるものは此限にあらす

第十三條 街路に沿ふたる場所に竹木を立置くときは鐵鎖其  
他強靱なる繩索を以て之を纏束し又薪炭其他の物件を堆積  
するものは顛仆せざる様堅牢の装置を爲すへし  
第十四條 街路に沿ふたる建設物及樹木等崩壞顛仆の虞ある

ものは速に修理撤却若くは扶植伐採すへし

第十五條 街路に竹木土石類を置きたるるとき又は溝渠凹所等  
には蓋圍若くは標識を設け其危険を防くへし

第十六條 運搬中建物若くは長大の物件を夜中街路に停め置  
くときは傍路に片寄せ標燈を掲くへし

第十七條 街路の井戸にして通行の妨害となるへきものは地  
并に堅牢なる蓋を以て之を覆ふへし

第十八條 道路橋梁溝渠下水を毀損壅塞し街路の樹木を伐採  
し又は街燈を破毀消滅すべからず

第十九條 制札指道標便所及塙壁等を毀棄汚損し又は之れに  
樂書貼紙を爲すべからず

第二十條 街路に商品薪炭荷車其他の物件を排列し又は出し

置くべからず

第二十一條 街路に於て荷造木挽其他の作業を爲すべからず

第二十二條 街路に於て火器を弄し若くは焚火を爲し又は爲

さしむべからず

第二十三條 街路に家畜を放置し通行の妨害を爲すべからず

第二十四條 街路に於て犬其他の獸類を嘯し又は驚逸せしめ

若くは殘虐に扱ふべからず

第二十五條 街路に於て濫りに放歌し若くは高聲を發すべか

らず

第二十六條 街路に於て喧噪し又は偃臥すべからず

第二十七條 發狂人の看守を怠り路上に徘徊せしむべからず

第二十八條 街路に於て看護人なく五年未滿の小兒を遊歩せ

しめ又は遊戯を爲さしむべからず

第二十九條 街路に於て紙鳶を揚げ又は獨樂羽子手毬等を弄

し若くは其他の遊戯を爲すべからず

第三十條 街路に於て軍談輕業其他人寄せを爲すべからず

第三十一條 行商に用ふる荷車は長さ八尺巾三尺屋臺店は長

さ六尺巾三尺を超過すべからず

第二章 街路の清潔

第三十二條 街路は常に清潔に掃除を爲し塵芥雜草を存すべ

からず

第三十三條 街路の積雪は午前八時迄に掃除すべし但午前

八時後日没迄は降歇後掃除すべし

第三十四條 掃除したる雪は河川其他妨害と爲らざる場所に

投棄すべし

第三十五條 災天及風日には時々街路に淨水を撒くべし但冬季は風日と雖も午前九時前午後三時後は水を洒ぐべからず

第三十六條 下水は毎年二回(四月十月)に浚渫し若し塵芥等

疏通を壅塞するときは臨時浚渫すべし

第三十七條 街路に於て便所にあらざる場所に大小便を爲し

又は爲さしむべからず

第三十八條 溝渠等の汚水又は魚鳥其他不潔物を洗滌したる

水を路上に洒注すべからず

第三十九條 瓦礫塵芥禽獸の死屍又は汚穢物を街路溝渠等に投棄すべからず

第四十條 下水浚へ揚げの淤泥塵芥等を路上に布き又は路傍

に留置くべからず

第四十一條 街路に於て敷物疊穀類其他の塵芥を掃べからず

第四十二條 街路に運搬する物品は墜落漏出又は飛散せしむ

べからず

第四十三條 街路に臨みたる屋根物干又は窻手摺等に濫糞其

他見苦敷若くは危険なる物品を置くべからず

第四章 道路通行

第四十四條 牛馬及び諸車は夜中燈火なくして牽くべからず

第四十五條 馬車及牛車は幅員二間以内の街路を通行すべか

らず但其街路に沿ふたる家屋に出入する者は此限にあらざ

第四十六條 車は小兒車を除くの外其種類の如何を問はず路

押のみにて運轉すべからず

第四十七條 末口の尖りたる竹木等を運搬するときは其末口を纏束すべし

第四十八條 牛馬諸車は街路の中央を通行すべし

第四十九條 牛馬諸車を并べ輓き又は濫に疾驅して通行の妨害を爲すべからず

第五十條 車を連繫して輓くべからず但長大の物件を運搬する爲め數車連結するは此限りにあらず

第五十一條 牛馬三頭以上を連繫して牽くべからず但賣買等の爲め輸送する牛馬は此限に在らず

第五十二條 車馬及歩行者行逢ふときは互に左に避け軍隊並砲車輜重車に對しては右に避けべし

第五十三條 實車に對しては空車之を避け坂路は上り車又は

空車に於て避讓すべし

第五十四條 前車徐行し後車疾行せんとするときは後車より相當の合圖を爲し前車は右に避け後車は左を通過すべし

第五十五條 郵便用消防用に供する車馬及灌水車又は葬送等に行逢ふときは便宜避讓すべし

第五十六條 往來雜沓又は狹隘の場所及街角橋上を通行する車馬は徐行すべし

第五十七條 車馬街角を通行するときは右は大回りを爲し左は小回りを爲すべし

第五十八條 牛馬諸車其他の物件を道路に横たへ通行の妨害をなすべからず

第五十九條 制止を肯んせずして出火場其他雜沓の場所に牛



馬諸車を牽入る可らず

第六十條 街角橋上其他往來の妨害と爲るへき場所に牛馬諸

車を駐止すへからず

第六十一條 街路に佇立し又は空車を輓て彷徨し通行の妨害

を爲すへからず

第六十二條 諸車及び牛馬を牽き又は繋ぐことを忽かせにし

通行の妨害を爲すへからず

第六十三條 街路の樹木又は街燈等に牛馬を繋ぐへからず

第六十四條 本則第五條第七條第八條第九條第十五條第十六

條第十八條第十九條第二十條第廿二條第廿三條第廿四條第

廿六條第七條第卅四條第卅七條第卅八條第卅九條第四十一

條第四十二條第四十四條第四十七條第四十九條第五十條第

五十六條第五十七條第五十八條第五十九條第六十條第六十

一條第六十二條第六十三條を犯し又は第十條第十一條第十

二條第十三條第十四條第十七條第三十一條第三十二條第三

十三條第三十五條第三十六條の督促を受けて従はざる者若く

は第廿一條第廿五條第廿八條第廿九條第三十條第四十條第

四十三條第四十五條第四十六條第四十八條第五十一條の制

止を肯せざる者第五十二條第五十三條第五拾四條第五拾五

條を犯して妨害を爲したる者は刑法に正條ある者を除き一

日以上十日以下の拘留に處し又は五錢以上一圓九拾五錢以

下の科料に處す

○山梨縣令第九拾號  
乗合馬車取締規則別冊の通改定し明治二十一年三月一日より  
實施す

但本則第拾三條壹項二項三項四項は從來の車輛に限り其改  
造又は塗替の時より適用す

明治廿年十二月廿二日

山梨縣知事山崎直胤

乗合馬車取締規則

第壹章 通則

第壹條 乗合馬車營業を爲さんとするものは縣廳へ願出免許  
証を受くべし

第貳條 營業者は馭者馬丁の族籍住所氏名年齢を記載し所轄  
警察署に届け出一人に付鑑札壹個を受くべし但營業者自

から馭者馬丁の業を爲さんとするときも亦本條の例に據る  
べし

第三條 營業に使用する車輛馬匹は第拾三條及び左の事項を  
具し所轄警察署に届出で検査を受くべし

〔一〕車輛は壹頭率又は二頭率の區別及び乗客の定員〇〔二〕  
馬匹は其産地及年齢寸尺毛色

第四條 前條の外猶毎年二回〔四月十月〕車輛及馬匹検査を受  
け検査証に検印を受くべし其買受讓受をなし又は車體を改  
造したるときは定期に拘はらず検査を受くべし

第五條 検査証ある車馬と雖も第十三條第拾四條の制限に適  
せず又は車體器具の破損若くは不潔に至り或は馬匹疾病衰  
弱の狀ありと認むるときは一時検査証を引上げ其使用を差

止むべし

第六條 左の場合に於ては免許証は縣廳へ其他は所轄警察署に届出で書換又は再渡を請ふべし

〔一〕轉居改氏名其他免許証検査証鑑札面に異動を生じたる  
とき〇〔二〕免許証検査証鑑札を遺失毀損し又は其文字不明に至りたるとき

第七條 左の場合に於ては廢業は縣廳へ其他は所轄警察署へ届出で免許証検査証又は鑑札を返納すべし

〔一〕廢業又は車馬の使用を廢したるとき〇〔二〕車馬を賣渡し又は讓渡したるとき〇〔三〕馭者馬丁を解備し又は馭者馬丁の失踪逃亡若くは死去したるとき

第八條 免許証検査証鑑札は他に貸與することを許さず

第九條 馬車を運轉するときは馭者馬丁を缺くべからず但壹頭牽に限り馬丁を缺くも妨げなし

第十條 馬匹の検査証は其頸輪に結着し車輛の検査証は車體の後面右方に釘付すべし

第十一條 營業者は検査証鑑札各壹個に付手数料金八錢を納むべし但書換又は再渡に係るときは各その半額とす

第十二條 此規則に係る願届書は總て頭取の加印を受け縣廳に差出すべきものは所轄警察署又は分署を経由し警察署に差出すべきものにして分署の所轄に係るものはその分署を経由すべし

第二章 車體馬匹及器具  
第十三條 車體は堅牢にしてその構造及附屬品は左の制限に

したが  
従ふべし

〔一〕車は四輪以上にして適當なる駐車器を備ふべし○〔二〕車體は無地塗にして漆又はペンキの類を用ひ高さは客坐より左右簷まで四尺幅員は内法三尺四寸以上長さは壹頭率きは内法三尺六寸以上貳頭率きは六尺以上とす○〔三〕客坐は車臺より曲尺壹尺以上の高さに設け其中張敷蒲團は革又は羅紗の類を用ひ清潔の装置を爲すべし但壹人の座席は巾曲尺壹尺二寸以上とす○〔四〕車輪には泥除を設くべし○〔五〕車體前面の兩側には硝子燈を備ふべし○〔六〕運轉器心棒發條力革手綱及其他の器具は堅牢強靱の者を用ふべし○〔七〕車體の構造は可成箱形にして適宜窓を設け其窓には硝子戸若くは日除雨覆となるべき装置を爲すべし若し他の構造を

用ふるときは屋根は雨露を防ぐの構造を爲し客坐の周圍には日除及雨覆の準備を爲し日除は織物雨覆はゴム引又はツツクの類を用ひ其ツツクを用ゆるときは外に桐油を備置くべし

第拾四條 馬匹は五才以上體軀強壯にして音響物体等に驚さ  
又は其他の癖なき者に限る

第二章

駁者馬丁の資格及服裝

第拾五條

駁者は滿二十年以上にして駁術に熟達し馬丁は滿

十六年以上にして共に身軀強壯なるものに限る

第拾六條

前條の資格に適合すと雖も左の各項に觸るるものは駁者馬丁たることを許さず但鑑札を與へたる後と雖も

本文に觸るるときは其効を失ふものとす

〔一〕醉狂又は暴行の癖ある者〇〔二〕強竊盜詐欺取財強姦及過失に非ざる殺傷罪を犯したる者〇〔三〕監視中の者〇〔四〕癩癩白痴の者〇〔五〕本縣管内に本籍又は寄留籍を定めざる者

第拾七條 馭者馬丁は左の服裝を爲すべし〇

〔一〕馭者は〔帽子、笠〕筒袖〔ズボン、股引〕靴〔但雨雪の時は〔桐油、ゴム引〕又は羅紗にて筒袖製の雨具を用ゆるを得〇〔二〕馬丁は〔帽子、笠〕法被股引〔但雨雪泥濘の時は半股引及ゴム引羅紗または桐油製の雨具を用ゆるを得

第拾八條 馭者馬丁は頰冠り鉢巻其他不体裁の形裝をなすべからず

第四章 馭者馬丁就業制限

第拾九條 馭者馬丁は鑑札を所持し且馭者は乗合馬車取締規

則を所持し警察官または乗客に於て見んことを求むるときは直に之を示すべし

第拾條 馭者は馬車を離るべからず若し避くべからざる事故あるときは馬丁等をして馬車の管守を爲さしむべし

第拾一條 老幼婦女は勿論總て乗客の昇降及荷物揚卸の際は懇篤に保助し丁寧の取扱を爲すべし

第拾壹條 乗客着席しましたは降車し畢りたる後にあらざれば車を進行す可からず

第拾三條 乗客中粗暴の所爲あるときは之を制止し若し肯せざるときは降車せしむ可し

第拾四條 馭者臺に客を乗せまたは物品を載すべき構造なき屋根及車体の外部に物品を繫載す可からず

第廿五條 酩酊中執業しまたは行車中飲食し或は喫烟を爲す

可からず

第廿六條 制止を肯せず出火場其他群集の場所に馬車を入る

可らず

第廿七條 他人をして馬を馭さしむ可らず

第廿八條 行人に對し言語動作を以て強て乗車を勧めまたは

侮慢の言行を爲す可らず

第廿九條 馬車を並べ馳せ又は濫りに疾驅し若しくは競走す

べからず

第三十條 馬車の通行及避讓は左の例に従ふ可し

〔一〕馬車は中央を通行し牛馬諸車及歩行者に行逢ふときは左方に避け軍隊並砲車輜重車に對しては右方に避くべし○

〔二〕實車に對しては空車之を避け坂路は上り車または空車に於て避讓すべし○〔三〕前車徐行し後車疾行せんとするときは後車より相當の合圖を爲し前車は左方に避け後車は右

方を通過す可し○〔四〕郵便用消防用に供する車馬灌水車または葬送若しくは老幼不具者等に行逢ふ時は便宜避讓す可し

第卅壹條 二車以上引續き進行するときは後車は前車より三間以上の距離を取る可し

第卅二條 往來雜沓又は狹隘の場所若しくは街角橋上を通過するときは徐行し相當の合圖を爲し其馬丁あるものは馬丁を

して前行せしめ且街角に於ては右は大廻りを爲し左は小廻りを爲すべし

第卅三條 街角橋上其他往來の妨害となるべき場所に於て客

を昇降せしむべからず

第卅四條 嶮路及道路橋梁の破損其他総て危嶮の虞ある場所

に於ては其旨を乗客に告げ降車せしむ可し

第卅五條 夜中行車する時は車體兩側の硝子燈に點火す可し

第卅六條 馬匹は一日十二里以上を驅役し其他殘虐の使用をなす可らず

第卅七條 馬匹は一行六里以上驅役すべからず但六里以上に及ぶときは二時間以上休息せしめたる後にあらざれば再び

使用するを許さず

第卅八條 途中休息の時間は十分を過るを得ず其馬匹の繼換

を爲すときは十五分以内駐車するを得但乗客一同の求めに依り又は其承諾を得たるときは本條の限にあらざ

第卅九條 途中立場の外に於て駐車するを許さず但乗客の

求めに依り一時駐車するは此限にあらざ

第四拾條 定時發車は其時限に發車時限の定めなきものは定

員三分の一途中にて下車するものは半數以上の乗客あると

きは正當の理由なくして發車を拒むべからず但乗客本文

の數に満たざるるときと雖も其人員に應ずる賃錢を拂ひたる

時亦同じ

第四拾一條 車輛の損傷馬匹の疾病等已を得ざる事故あるに

非ざれば途中に於て他の馬車と交換すべからず

第四拾二條 馭者馬丁は濫りに客座に於て休息すべからず

第四拾三條 乗客降車の際には其遺留品なきやに注意し若し

之れあるときは直に返付すべし其主分明ならざる時は速に

最寄警察署分署又は巡查派出所等に届出べし

第四拾四條 車體馬匹及器具は常に清潔にすべし

第五章 乗載の制限

第四拾五條

乗客の定員は左の制限に超ゆるを得ず」但十年未滿の者は二人を以て一人と看做し三年未滿の者は定員外とす

〔一〕一頭率は六人以下 〔二〕二頭率は十人以下

第四拾六條

車中に荷物を積載するときは拾五貫目を以て一人の定量とし其割合にて乗客の數を減すべし」但拾五貫目以内と雖も合せて曲尺二尺立方以上に至る毎に乗客一人の數を減すべし

第四拾七條

左に記載したるものは乗載すべからず」但六種

傳染病を除くの外馬車壹臺を借切看護人を附し又は相當の取締を爲し他人を乗載せざるときは此限にあらす

〔一〕虎列剌腸室扶私赤痢實布到利亞發疹室扶私痘瘡の六種傳染病及疥癬癩病其他乗客に於て厭忌すべき病狀ある者

〔二〕瘋癲者暴行者亂醉者及乞食体の者 〔三〕汚穢物其他惡臭を發し又は汚染の虞ある物品 〔四〕火藥其他劇發物等危險の虞ある物品 〔五〕獸類

第六章 賃錢及駐車場

第四拾八條

賃錢額は組合に於て之を定め縣廳に届出で認可を受け車内及駐車場並立場の見易き所に揭示すべし

第四拾九條

何等の名義を以てするも乗客に對し定額外の金錢を請求すべからず



第五拾條 駐車場は組合に於て道路敷地外に之を設け所轄警察署に届出で認可を受くべし

第五拾一條 休息又は客を昇降せしむる路上立場は所轄警察署へ願出許可を受くべし

第五拾二條 駐車場の地盤は石煉瓦敷き又は板を敷き且馬尿溜を設け相當の構造をなすべし但少數の馬匹を駐むる場所にして所轄警察署又は分署の特許を得たるものは此限に在らず

第五拾三條 駐車場並立場は時々掃除し常に清潔ならしむべし

第五拾四條 駐車場並立場には某駐車場某立場と各其地名を記したる標識を設くべし

第五拾五條 駐車場の外車馬を置くべからず

第七章 營業組合

第五拾六條 馬車營業者は管内を一組合とし廳下に總取締所を置き各警察署の所轄毎に其取締所を置くべし

第五拾七條 取締所には頭取總取締所には總頭取を置き頭取は所轄内より総頭取は組合中より公撰し縣廳に届出認可を受くべし

第五拾八條 組合に於ては其規約を定め縣廳に届出で認可を受くべし但之れを變更せんとする時亦同也

第五拾九條 總頭取は組合内頭取は其所轄内に於て諸事取締を爲し且左の事項を取扱ふ可し但總頭取に於ては甲府警察署を除く外第二項に係る願届書に加印せざるも妨なし

〔一〕營業に關する諸規則命令等を營業者に通知し又は之を遵守せしむること〇〔二〕組合營業者の營業に關する願届書に不都合なきものは之に加印し意見あるものは其旨を記し添申すること〇〔三〕組合保証金に關すること〇〔四〕營業者及馭者馬丁の名簿を製し増減ある毎に之を加除すると〇〔五〕組合に關する費用を取立及之を仕拂ふこと〇〔六〕組合に關する諸費を決算し之を組合に報告すること〇〔七〕總頭取頭取の撰擧に關する事務を取扱ふこと  
右の外規約を以て定めたる事項

第六拾條 左の資格に適合する者にあらざれば總頭取及び頭取たることを得ず  
〔一〕年齢二拾五年以上にして其所轄内に相當の家屋若くは

土地を所有する者〇〔二〕營業に關する諸規則を解讀し筆算に通ずるもの

第六拾一條 前條の資格に適合すと雖も強竊盜又は詐欺取財の罪を犯したるもの及び監視中のものは總頭取頭取たることを得ず

第六十二條 縣廳に於て總頭取頭取に不都合の所爲ありと認めらるるときは臨時改撰せしむることあるべし

第六十三條 組合は其保証として金五百圓を縣廳に納むべし但公債証書國立銀行預り券を以て納むることを得

第六十四條 縣廳に納めたる保証金は組合中の營業者及馭者馬丁營業上に關し他人に被らしめたる損害の償ひ等に充用せしむることあるべし

第六十五條 組合保証金に缺額を生じたるときは三十日以内に之を補充すべし若し之を補充せざるときは組合營業の効を失ふものとす

第六十六條 營業者は組合に關する費用を負擔すべし其費額及割賦方法は規約を以て之を定むべし

第六十七條 組合に入らざる者は馬車營業を爲すことを許さず第六十八條 本則第壹條第二條第三條第四條第六條第七條第

八條第九條第十條第二拾條第二拾二條第二拾四條第二拾五條第二拾六條第二拾七條第二拾八條第二拾九條第三拾二條第三拾三條第三拾四條第三拾五條第三拾六條第四拾條第四拾壹條第四拾二條第四拾三條第四拾四條第四拾五條第四拾六條第四拾七條第四拾八條第四拾九條第五拾條第五拾壹條第五拾貳條を犯した

るもの又は第拾條第拾七條第四拾四條第五拾三條第五拾四條第五拾六條第五拾七條第五拾八條の督促を受けて従はざるもの若くは第拾八條第三拾壹條第三拾七條第三拾八條第三拾九條第四拾貳條第五拾五條の制止を肯んせざるもの第三拾條を犯して妨害を爲したるものは刑法に正條あるものを除き一日以上十日以下の拘留に處し五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す

○山梨縣令第九拾貳號  
營業人力車取締規則別冊の通改定し明治廿一年三月一日より實施す

但本則第十三條一項二項三項四項は從來のものに限り改造

又は修替の時より適用す

明治二十年十二月二十三日

山梨縣知事山崎直胤

營業人力車取締規則

第一章 通則

第一條 人力車營業とは輓子をして車を輓かしめ及び自ら輓て營業するを云ふ

第二條 前條の營業を爲さんとする者は所轄警察署に願出免許証を受くべし

第三條 營業者は輓子の族籍住所氏名年齢を記載し所轄警察署又は分署に届出で壹人に付鑑札壹個を受くべし但營業者自ら車を輓くもの亦本條に同じ

第四條 營業に使用せんとする車輛は所轄警察署又は分署に

届出で検査証を受くべし

第五條 前條の外車体は尙毎年二回(四月、十月)に於て検査を受け其検査証に捺印を受くべし但左の場合に於ては定期に拘はらず検査を受くべし

(一)人力車を買受け又は譲受けたるとき○(二)車体を改造したるとき

第六條 検査証ある車輛と雖も第十三條の制限に適せず又は車体器具の破損若くは不潔に至りたるを認むるときは一時検査証を引上げ其使用を差止めむべし

第七條 左の場合に於ては免許証は所轄警察署に検査証鑑札は所轄警察署又は分署に届出で書換又は再渡を請ふべし  
(一)轉居改氏名其他免許証検査証鑑札面に異動を生じたる

時〇〔二〕免許証検査証鑑札を遺失毀損し又は其文字不分明に至りたる時

第八條 左の場合に於ては免許証は所轄警察署に検査証鑑札は所轄警察署又は分署に届出で返納すべし但營業者失踪逃亡若くは死去したる時は其相續人等より本文の手續を爲すべし

〔一〕廢業又は廢車したるとき〇〔二〕人力車を賣渡し又は讓渡したるとき〇〔三〕轆子を解備し又は轆子の失踪逃亡若くは死去したるとき又は營業者其兼業を止めたるるとき〇〔四〕轆子の資格を失ひたるるとき

第九條 免許証検査証鑑札は他に貸與するを許さず  
第十條 車体検査証及び賃錢表は車の蹴込正面に釘付すべし

第十一條 營業者は検査証鑑札各壹個に付手数料金五錢を納むべし但書換に係るときは各其半額とす

第十二條 本則に係る願届書は總て取締の加印を受け警察署に差出すべきものにして分署所轄の者は分署を経由すべし

第二一章 車体の構造及附屬品  
第十三條 車体は堅牢にして其構造及附屬品は左の制限に従ふ

〔一〕一人乗は横幅内法二尺未満二人乗は貳尺以上とす〇〔二〕車体は無地漆塗中張は革天鵝絨羅紗の類にして染色の他を汚染せざるものを用ゆべし〇〔三〕可成車体に同じき塗色の泥除を備ふべし〇〔四〕車体の背面中央に方一寸の楷書を以て組合名及び検査証の番號を判明に記す可し〇〔五〕「ゴム」

引又は桐油製の母衣及び前掛を備ふ可し○〔六〕不潔ならざる蒲團を備ふ可し○〔七〕組合名及車体の番號を記したる提灯を備へ且蠟燭摺付木を用意すべし

第二章 輓子の資格及服裝

第拾四條 輓子は左の資格を有する者に限る

〔一〕年齢満十八年以上の男子にして身体強壯なる者○〔二〕其土地の路程を零知するもの

第拾五條 前條の資格に適合すと雖も左の各項に觸るゝものは輓子たるを許さず但鑑札を與へたる後と雖も本文に觸るゝときは其効を失ふものとす

〔一〕強竊盜詐欺取財強姦及過失にあらざる殺傷罪を犯したる者○〔二〕幼者を零取誘拐する罪を犯したる者○〔三〕監視

の中者○〔四〕本縣管内に本籍又は寄留籍を定めざる者

第十六條 輓子の着服は法被股引又は半股引を用ゆべし但

雨雪のときは「ゴム」引又は桐油製の雨具を用ゆるを得

第四章 輓子就業制限

第十七條 輓子は鑑札を腰部に顯帶し營業人力車取締規則を

所持し警察官吏又は乗客に於て見んことを求めたるときは

直に之を示すべし

第十八條 類冠り鉢巻其他不体裁の形裝を爲す可らず

第十九條 路上に彷徨し又は佇立すべからず

第二十條 乗客の承諾を得ず途中に於て載替又は猥りに駐車

すべからず

第廿一條 駐車場の外人力車を置くべからず若し止むを得ざ

る事故あるか或は乗客用辨の爲め往來の妨害とならざる場  
所に一時駐車するは妨げなし

第廿二條 乗客の指定せざる宿泊店飲食店及其他の場所に輓  
入るべからず

第廿三條 制止を肯ず出火場其他群集の場所に輓入る可らず

第廿四條 行人に對し言語動作を以て強て乗車を勧め又は侮  
慢の言行を爲す可らず

第廿五條 車を並べ輓き又は濫りに疾驅して通行の妨害を爲  
すべからず

第廿六條 人力車の通行及避讓方は左の例に従ふべし

〔一〕道路の廣狹に拘はらず中央を通過すべし  
〔二〕牛車馬及び歩行者に行逢ふときは左方に避け軍隊並砲車輜重車に

對しては右方に避くべし  
〔三〕實車に對しては空車之を避け坂路は上り車又は空車に於て避讓すべし  
〔四〕前車徐行し後車疾行せんとするときは後車より懸け聲を爲し前車は

左方に避け後車は右方を通過すべし  
〔五〕郵便用消防用に供する車馬灌水車又は葬送若くは老幼不具者等に行逢ふと

きは便宜避讓すべし

第廿七條 二輛以上の車を連繫して輓くべからず若し二車以上引續き疾行せんとするときは後車は前車より二間以上の距離を取るべし

第廿八條 往來雜沓又は狹隘の場所及街角橋上を通過するときは徐行して懸け聲を爲すべし又街角に於ては右は大廻りを爲し左は小廻りを爲すべし

第廿九條 街角橋上其他往來の妨害と爲るべき場所に於て客を昇降せしむべからず

第三十條 險路及道路橋梁の破損等危険の虞ある場所に於ては其旨を乗客に告げ降車せしむべし

第三十一條 夜中燈火なくして車を輓くべからず

第三十二條 乗客降車の際は其遺留品なきやに注意し若し之れあるときは直に還付すべし其主分明ならざるときは速に最寄警察署分署又は巡查交番所派出所に届出べし

第五章 乗載制限

第三十三條 一人乘に二人二人乘に三人以上を乗載すべからず但十年未滿の者は二人を以て一人と見做し三年未滿の者は定員外とす

第三十四條 左に記載したるものは乗載すべからず

- 〔一〕虎列拉腸室扶私赤痢實布到利亞發疹室扶私痘瘡の六種傳染病及疥癬癩病其他乞食体の者
- 〔二〕汚穢物其他車を汚染し又は惡臭を留むべき物品
- 〔三〕車体外に張出すべき長大の物品

第六章 車賃及駐車場

第三十五條 人力車の賃金は組合に於て之を定め警察署に届出で認可を受け取締所の証印ある賃金表を駐車場の見易き所に掲出すべし

第三十六條 何等の名義を以てするも乗客に對し定額外の金銭を請求すべからず

第三十七條 乗客に於て單に行先を示し其道筋を定めざると



きは最近の路程に依り賃錢を計算すべし

第三十八條 駐車場を分て左の二種とす

- 〔一〕公設駐車場（一般營業人に於て駐車すべきものを云ふ）
- 〇〔二〕私設駐車場（一人又は數人にて設立し其専用に屬するものを云ふ）

第三十九條 公設駐車場は所轄警察署に於て之を定め標示すべし

第四十條 私設駐車場を道路に設けんと欲するときは所轄警察署に願出で許可を受くべし

第四十一條 客の乗用に應じ難き人力車は駐車場に置可らず

第四十二條 公設駐車場に於ては到着順を以て整列し整列の順序若くは圖取を以て出車すべし但客の特に指定したる

場合は此限に非ず

第四十三條 客より求めありたるときは正當の理由なくして出車を拒むべからず但暴行者及看護人なき瘋癲人は此限に

第四十四條 私設駐車場は組合取締所の烙印を受けたる標識を設くべし

第七章 營業組合

第四十五條 人力車營業者は所轄警察署又は分署の區域に従ひ組合を設け其所在地に組合取締所を置くべし但組合は警察署分署の認可を経て聯合することを得

第四十六條 組合に入らざる者は人力車營業を爲すことを得ず

第四十七條 組合には組合營業者中より取締人を公撰し所轄

警察署の認可を受くべし

第四十八條 組合に於て其規約を定め所轄警察署に届出で認可を受くべし

第四十九條 組合取締人に於て取扱ふべき事項左の如し

〔一〕營業に關する諸規則命令等を營業者に通知し又は之を遵守せしむる事  
〔二〕組合營業者の營業に關する願届に不都合なきものは之に加印し意見あるものは其旨を記し添申する事  
〔三〕前項の書類を進達し又は之を組合營業者に傳達する事  
〔四〕營業者の名簿を製し増減ある毎に之を加除する事  
〔五〕組合に關する費用を取立之を仕拂ふ事  
〔六〕組合に關する諸費を決算し之を組合に報告する事  
〔七〕取締人の撰擧に關する事務を取扱ふ事

右の外規約を以て定めたる事項

第五十條 營業者は組合に關する費用を負擔すべし其費額及割賦方法は規約を以て之を定むべし

第五十一條 左の資格に適合する者にあらざれば取締人たることを得ず

〔一〕年齢二十五年以上の男子にして組合区域内に相當の家屋若くは土地を所有する者  
〔二〕營業上に關する諸規則類を解讀し算筆に通ずる者  
〔三〕組合營業者にして人力車二輛以上を有する者

第五十二條 前條の資格に適合すと雖も強窃盜又は詐欺取財の罪を犯したる者及び監視中の者は取締人たることを許さず

第五十三條 所轄警察署に於て取締人に不都合の所爲ありと

認むるときは臨時改撰せしむることあるべし

### 第八章 罰則

第五十四條 本則第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十三條五項六項七項第十七條第廿條第廿三條第廿四條第廿五條第廿七條第廿八條第廿九條第三十條第卅一條第卅二條第卅三條第卅四條第卅五條第卅六條第卅七條第卅八條第卅九條第四十條第四十一條第四十三條を犯したる者又は第十條第十六條第四十四條第四十五條第四十七條第四十八條の督促を受けて従はざるもの若くは第十八條第十九條第廿一條第廿二條第四十二條の制止を肯せざる者第廿六條を犯して妨害を爲したる者は刑法に正條あるものを除き一日以上十日以下の拘留に處し又は五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す

### ○山梨縣令第九十四號 車稅施行細則左之通相定む

明治二十年十二月二十四日

山梨縣知事山崎直胤

#### 車稅施行細則

第一條 凡そ車類の營業又は使用をなすものは明治八年第七號布告車稅規則に據り左の條項に従ふべし

第二條 車体の檢印を磨滅毀損し若くは左の場合に係りたるときは速に郡役所に届出檢印を請ふべし ○(一)車類を變更し又は其使用を變更する時 ○(二)馬車に馬の匹數を増減するときは ○(三)車に修繕を加へ税金に差異を生ずるとき

第三條 馬車一匹立を二匹立に兼用する者は豫て郡役所に届出二匹立の檢印を受くべし

第四條 普通荷臺の外別に積載の場所を架設し其坪數を増加して使用する者は其本車と共に郡役所に届出捺印を受べし

第五條 車を解撤し又は之を亡失し若しくは改姓名代替轉居したるときは其始末を詳記し速に郡役所に届出づべし

第六條 車を賣拂ひ若しくは讓渡すときは其買受人若しくは讓受人と連署の上郡役所へ届出づべし但買受人若しくは讓受人と郡役所を異にするときは連署を以て仍は其買受人若しくは讓受人の郡役所へ届出づべし

明治廿一年一月廿六日出版

山梨縣西山梨郡甲府カザ町二十二番地

發行人兼印刷人

士族 中島 景晴

同縣同郡甲府太田町二百一番地

編輯人 平民 藤原伊之吉

定價金七錢

